

## 平成28年度実地指導等の指摘事項等について

各サービス別に、平成28年度の実地指導、指定申請等において、文書又は口頭指導等を行った内容について具体的に例示します。

今後の事業所等の運営において、参考としてください。

## 1 人員基準

番号	サービス	項目	指摘内容
1	訪問介護	訪問介護員等の員数	訪問介護員等の員数が、常勤換算方法で2.5人を下回っていた事例が認められた。 利用者の有無に関わらず、人員基準を満たしておくこと。また、今後、人員配置が2.5を下回る可能性がある場合には、本市へ事前に連絡の上、休止すること。
2	訪問介護	訪問介護員等の員数	訪問介護員がサービス付き高齢者向け住宅の職員と兼務しているにも関わらず、勤務時間を区分していない事例が認められた。 訪問介護事業所の職員としての勤務時間とサービス付き高齢者向け住宅の職員としての勤務時間を明確に区分すること。
3	訪問介護	訪問介護員等の員数	非常勤の訪問介護員の勤務時間について、障害サービスを行っている場合は、勤務時間を明確に区分すること。
4	訪問看護	看護師等の員数	看護師等の員数が常勤換算方法で2.5を満たしていない事例が認められた。 早急に必要な人員を配置するか、事業所の休止を検討すること。
5	通所介護	従業員の員数	指定通所介護の提供日ごとに、当該通所介護を提供している時間帯を通じて、専ら当該通所介護の提供に当たる生活相談員を確保していない事例が認められた。
6	通所介護	従業員の員数	従事職種に対する辞令交付がない従業者が認められた。従業者の員数確認に必要なため、今後変更の場合、辞令の交付をすること。
7	通所介護	従業員の員数	指定地域密着型通所介護の単位ごとに、専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる看護職員を1以上確保しなければならないにも関わらず、確保されていない事例が認められた。
8	通所介護	従業者の員数	看護職員が機能訓練指導員を兼務する場合は、勤務時間を明確に区分すること。
9	通所介護	従業者の員数	同一建物にある同一法人のサービス付き高齢者向け住宅に在籍する看護師が、看護職員としてサービスの提供を行っている事例が認められた。 当該事業所の看護職員として勤務する場合は、辞令等を交付するなどして、雇用関係を明確にすること。
10	短期入所療養介護	従業者の員数	休止の届出を行うことなく、事業所が一方的に休止していたことにより、看護師若しくは准看護師又は介護職員が配置されていない期間があった。

番号	サービス	項目	指摘内容
11	小規模多機能型 居宅介護	従業者の員数	常勤換算方法で、通いサービスの提供に当たる者がその利用者の数が3 又はその端数を増すごとに1以上及び訪問サービスの提供に当たる者が1 以上確保されていない事例が認められた。
12	認知症対応型共 同生活介護	従業員の員数	共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定認知 症対応型共同生活介護の提供に当たる従業者を、常勤換算法で、当該共 同生活住居の利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上としていな い事例が認められた。
13	介護老人保健施 設	従業者の員数	介護支援専門員の資格の更新の手続きを怠ったため、資格が失効し、常 勤専従の介護支援専門員を1名以上配置していない事例が認められた。
14	居宅介護支援事 業所	従業者の員数	常勤の介護支援専門員の配置は利用者の数35人に対して1人を基準とす るものであるが、35人を超える介護支援専門員がいることから、基準を満 たすよう人員を配置すること。
15	居宅介護支援事 業所	従業者の員数	利用者が40人を超え、複数月において居宅介護支援費(Ⅱ)を算定してい る事例が認められた。介護支援専門員の員数の基準は、利用者の数が35 又はその端数を増すごとに1とすること。

## 2 設備基準

番号	サービス	項目	指摘内容
1	通所介護	設備	機能訓練室として申請したスペースに、ベッドを置き、静養室として使用し ていた。 申請した用途以外に用いることはできないため、用途を変更する場合は変 更届を提出すること。
2	特定施設入居者 生活介護	設備	事業所の都合によって、34室ある介護居室の1室を職員休憩室として利用 していた。 申請した用途以外に用いることはできないため、用途を変更する場合は変 更届を提出すること。

## 3 運営基準

番号	サービス	項目	指摘内容
1	共通	虐待の防止	特定の介護職員について、利用者を叩く、つねる、耳を持ち痛みを与える など、身体的及び心理的虐待が認められた。利用者の人権の擁護、虐待 の防止等のための体制の整備を行うとともに、再発防止策を検討し報告す ること。
2	共通	内容及び手続の 説明及び同意	契約書及び重要事項説明書の同意日の日付がない事例が認められた。 利用申込者の同意を得る際、必ず日付を記入すること。
3	共通	居宅サービス計 画に沿ったサー ビスの提供	居宅介護支援事業所から居宅サービス計画を入手していない事例が認め られた。 居宅介護支援事業所から居宅サービス計画の交付を受け、当該計画に 沿った個別サービスを提供すること。

番号	サービス	項目	指摘内容
4	共通	サービスの提供の記録	サービスの提供の記録に記録ミスや漏れがあった。 請求の根拠となるため、記録ミスや漏れのないよう、正しい記録を残すこと。
5	共通	サービスの提供の記録	鉛筆又はシャープペンシルによりサービスの提供の記録が作成されている事例が認められた。 記録の作成に当たっては、ボールペン等を使用し、修正の場合は二重線による見え消しの修正とすること。
6	共通	利用料等の受領	トイレトーパー、ガーゼ、とろみ剤の料金を徴収している事例が認められた。利用者の処遇上必要で、利用者に対して一律に提供されるものの費用については、事業者の負担とすること。
7	共通	個別サービス計画の作成	居宅サービス計画と同一の目標が設定されている事例が認められた。 「居宅サービス計画で位置付けられた目標達成のため、サービス事業所で行えることは何か。」という視点を意識して、計画を作成すること。
8	共通	個別サービス計画の作成	長期にわたり、目標が見直されていない事例が認められた。 達成が不可能な目標については見直しを行う等、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況を踏まえて、個別具体的な目標を定めること。
9	共通	個別サービス計画の作成	個別サービス計画への利用者の同意の日付がない事例が認められた。 サービスの提供開始前に計画を作成し、利用者の同意を得ること。
10	共通	運営規程	「広島市指定居宅サービス事業設備基準等条例」に定めた本市の独自基準のうち、運営規程の記載事項に係る「利用者等の虐待の防止のための措置に関する事項」の規程整備が行われていない事例が認められた。 運営規程を改正し、変更届を本市に提出すること。
11	共通	勤務体制の確保等	管理者及び従業者に対する研修を実施していない事例が認められた。 管理者及び従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保し、内容を記録として残すこと。
12	共通	勤務体制の確保等	月ごとの勤務表が作成されていない事例が認められた。 事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にすること。
13	共通	衛生管理等	洗面台に手指の洗浄消毒液を設置すること。
14	共通	掲示	事業所において、必要な掲示が行われていない事例が認められた。 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示すること。

番号	サービス	項目	指摘内容
15	共通	秘密保持等	他の利用者の個人情報に記載された紙を裏紙として使用している事例が認められた。 利用者等から情報開示を求められることもあり、個人情報の取扱上望ましくないため、使用しないこと。
16	共通	秘密保持等	利用者の個人ファイルが誰でも手に取れる事務机で保管されている事例が認められた。 個人ファイルについては、鍵付きの保管庫等により管理すること。
17	共通	秘密保持等	利用者の負担割合証が、他の利用者のファイルに保管されている事例が認められた。 個人情報保護の観点から、保管は適切に行うこと。
18	共通	苦情処理	寄せられた苦情の内容等を記録していない事例が認められた。 受け付けた苦情の内容は記録すること。
19	共通	苦情処理	苦情に対する措置の概要について、事業所に掲示すること。 また、苦情受付担当者と苦情処理責任者は、別な職員を充てること。
20	共通	事故発生時の対応	サービス提供中の事故により利用者が医療機関を受診したにも関わらず、本市へ報告されていない事例が認められた。 事故等が発生した場合は、所定の様式により速やかに本市へ報告すること。
21	共通	記録の整備	個別サービス計画やサービスの提供の記録が誤って廃棄されている事例が認められた。 サービスの提供に関する記録については、その完結の日から5年間保存すること。
22	共通	非常災害対策	運営規定等には定期的な非常訓練を実施することが明記されているにも関わらず、非常訓練を行っていない事例が認められた。 非常訓練を定期的に行い、その記録を残すこと。
23	訪問介護	サービスの提供の記録	計画に位置付けたサービス提供時間と異なる時間でサービスを提供している事例が認められた。 変更となった理由等を具体的に記載すること。
24	訪問介護	サービスの提供の記録	計画に位置付けたサービスとは異なるサービスを提供している事例が認められた。 変更となった理由等を具体的に記載すること。
25	訪問介護	サービスの提供の記録	利用者の希望により、サービス提供時間が変更になっている事例が認められた。 サービス提供時間の変更が続く場合は、計画の見直しを検討すること。

番号	サービス	項目	指摘内容
26	訪問介護	指定訪問介護の具体的取扱方針	ヘルパーが休んだことにより、サービス提供時間に変更となった事例が認められた。 事業所都合によるサービス提供時間の変更は認められないため、代替えのヘルパーを確保しておくこと。
27	訪問介護	訪問介護計画の作成	居宅サービス計画に位置付けられたサービスが提供されていない事例が認められた。 居宅サービス計画に沿って訪問介護計画を作成し、サービスを提供すること。
28	訪問介護	衛生管理等	派遣社員の訪問介護員について、健康状態に関する必要な管理を行っていない事例が認められた。 訪問介護員については、派遣社員であっても、健康診断等を利用して、健康状態について必要な管理を行うこと。
29	通所介護	サービスの提供の記録	計画に位置付けたサービス提供時間と異なる時間でサービスを提供している事例が認められた。 変更となった理由等を具体的に記載すること。また、サービス提供時間の変更が継続する場合は、計画の見直しを行うこと。
30	通所介護	サービスの提供の記録	サービスの提供の記録について、提供時間や時間短縮した際の理由の提供した具体的サービスの内容、時間等を記録すること。
31	通所介護	利用料等の受領	実際にサービスを提供しているにも関わらず、少ない時間で請求している事例が認められた。 不合理な差額となる可能性があるため、実施どおりのサービス提供内容で請求を行うよう、居宅介護支援事業所と調整すること。
32	通所介護	通所介護計画の作成	区分変更申請を行った際に、暫定プランを作成していなかったため、通所介護計画への同意が遅れている事例が認められた。 サービスの提供開始までにプランを作成し、同意を得ること。
33	通所介護	通所介護計画の作成	複数のサービス提供時間がある利用者について、それぞれの提供時間に応じた通所介護計画を作成すること。 また、通所介護計画は、居宅サービス計画に沿って作成すること。
34	通所介護	通所介護計画の作成	通所介護計画書等への同意日が、当該事業所の休日に当たる日となっている事例が複数認められた。 記録等の信憑性が損なわれることから、実態に即した適切な計画書を作成すること。
35	通所介護	定員の遵守	運営規程において定められた指定通所介護の利用定員を超過している日が複数認められた。 指定通所介護は、利用定員を超えて指定通所介護の提供を行ってはならない。
36	地域密着型通所介護	地域との連携等	おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けていない事例が認められた。 利用者、利用者の家族等により構成される「運営推進会議」を設置し、活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けること。

番号	サービス	項目	指摘内容
37	通所リハビリテーション	指定通所リハビリテーションの基本的取扱方針	指定通所リハビリテーションを提供するに当たり、提供時間帯を定めることなくサービスを提供している事例が認められた。 サービスの提供に当たっては、その提供時間帯を定めること。
38	短期入所療養介護	対象者	利用者の心身の状況や利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減を目的として、診療所の指定短期入所療養介護を提供する病室において、指定短期入所療養介護を提供しなければならないにも関わらず、入所の必要性が確認できない利用者が認められた。 利用に当たっての必要性を明記すること。
39	短期入所療養介護	診療の方針	短期入所療養介護を利用しながら医療機関を受診することができるにも関わらず、できないものと誤認し、医療機関受診日の短期入所療養介護費の自費支払いを求めている事例が認められた。 なお、短期入所療養介護事業所において、診療は一般に医師として診療の必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断を基とし、妥当適切に行うこと。
40	短期入所療養介護	看護及び医学的管理の下における介護	利用者の入浴又は清しきが定期的に行われていない事例が認められた。 1週間に2回以上、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清しきを行うこと。
41	特定施設入居者生活介護	指定特定施設入居者生活介護の取扱方針	利用者への身体的拘束について、同意・経過記録があるが、期間の終期について検討した記録がない事例が認められた。 身体的拘束については、定期的に検討し結果を記録すること。
42	特定施設入居者生活介護	秘密保持等	複数の利用者の介護記録が1冊のノートにまとめられていた。 記録は利用者の家族に閲覧させることも想定されるため、個別にまとめること。
43	特定施設入居者生活介護	利用者の家族との連携等	金銭管理を行う場合は、その根拠を明確にし、適切な管理を行うためにも金銭管理規程の制定を行うこと。
44	福祉用具貸与	福祉用具貸与計画の作成	認定更新時に、居宅サービス計画が変更となったにも関わらず、内容が大幅に変更となっていないことを理由に、福祉用具貸与計画を作成していない事例が認められた。 居宅サービス計画に沿って福祉用具貸与計画を作成すること。
45	福祉用具貸与	利用料等の受領	利用者負担の支払について、利用者の状況に応じて徴収しない場合があるなど、利用者間で不公平な取扱いとなっている事例が認められた。 全利用者から利用者負担の支払を受け、利用者間で不合理な差額を生じさせないこと。
46	福祉用具貸与	会計の区分	福祉用具貸与の事業の会計とその他の事業の会計を区分すること。
47	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的取扱方針	訪問看護からの発熱に伴う水分補給の依頼に対するの対応や、利用者の状態などの記録を残すこと。 介護度が変わる利用者に対して、訪問介護の手順書を修正すること。

番号	サービス	項目	指摘内容
48	認知症対応型通所介護	認知症対応型通所介護計画の作成	認知症対応型通所介護計画にサービスの所要時間を位置付けること。また、利用者から同意を得た日を記載すること。
49	小規模多機能型居宅介護	指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針	制度上は週1回の訪問サービスの利用でも所定点数の算定は可能であるが、利用者負担等を勘案し、合理的な利用とすること。
50	小規模多機能型居宅介護	指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針	通いサービスにおいて、花見等の外出サービスを行っている事例が認められた。 外出サービスについては、通所介護における外出サービスと同様、あらかじめプランに位置付けるとともに、外出をすることにより効果的な機能訓練が行える場合に提供が可能なるものであることに留意すること。
51	小規模多機能型居宅介護	地域との連携等	毎日宿泊を必要とする利用者について、運営推進会議において報告されていない事例が認められた。 利用者の「抱え込み」を防止するため、運営推進会議では、宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、評価を受けること。
52	認知症対応型共同生活介護	入退居	利用者が認知症であることの確認が、入居後となっている事例が認められた。 入居前に主治医の診断書等により入居申込者が認知症である者であることを確認し、その写し等を保存すること。
53	認知症対応型共同生活介護	サービス提供の記録	利用者の被保険者証に記載する入居の年月日が誤っている事例が認められた。 正確に記載すること。
54	認知症対応型共同生活介護	利用料等の受領	一部の利用者についてラバーシートを使用し、その費用を利用者から徴収している事例が認められた。 利用者の処遇上必要なものは報酬の中に含まれているため、別途、利用者負担を求めることはできない。
55	認知症対応型共同生活介護	指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針	入居者の居室のドアへ鈴が取り付けられている事例が認められた。 居室ドアへの鈴の取り付けは、身体的拘束とみなされる可能性があるため、利用者への説明等手続きを行うこと。
56	認知症対応型共同生活介護	認知症対応型共同生活介護計画の作成	全ての利用者の計画について、家族から同意が得られていた。 一律に家族から同意を得るのではなく、利用者から得られるよう努めること。
57	認知症対応型共同生活介護	地域との連携等	運営推進会議について、おおむね2月に1回以上実施されていない事例が認められた。地域の行事と重なり全員が参加できる日の日程調整に時間を要したことが理由であったが、あらかじめ日程を決めるなどして、適切な時期に実施すること。
58	認知症対応型共同生活介護	記録の保持	記録の保存期間について、一律に5年間としていた。 地域密着型サービス費等の支給の根拠となる記録は、その完結の日から5年間保存する義務があり、「完結の日」の解釈については、記録によって異なるものであるため、注意すること。

番号	サービス	項目	指摘内容
59	介護老人福祉施設	サービス提供の記録	ショートステイから特養へ移った利用者について、利用者ファイルが継続して使用されている事例が認められた。 事業所は別であることから、記録の管理上、ファイルは別とすることが望ましい。
60	介護老人福祉施設	施設サービス計画の作成	本人の意向欄が「施設に任せる。」となっている事例が認められた。 アセスメントの適切な実施により、本人ができることをみつけ、プランに位置付けるなど、適切に計画を作成すること。
61	介護老人保健施設	施設サービス計画の作成	施設サービス計画に係る一連の業務を、介護支援専門員としての有効期間が経過した者が行っている事例が認められた。
62	介護老人保健施設	管理者の責務	介護支援専門員の資格管理等が適切に行われていない事例が認められた。 管理者は、介護支援専門員等の従業者の管理を一元的に行うとともに、従業者に運営に関する基準を遵守させるために必要な指揮命令を行うこと。
63	介護老人保健施設	記録の整備	入居者に対する介護保険施設サービスの提供に関する諸記録について、従業者ごとに保管方法及び保管場所が異なっていた。 記録の保管方法を整備し、適切に保存すること。
64	居宅介護支援	利用料等の受領	運営規程において、通常の事業の実施地域外の利用者に居宅介護支援を行っているにも関わらず、交通費の支払を利用者から受けていない事例が認められた。 運営規程を変更する、又は利用者の同意を得て交通費の支払を受けること。
65	居宅介護支援	指定居宅介護支援の具体的取扱方針	(居宅サービス計画作成に係る一連の業務) 居宅介護支援事業所の変更に伴い、居宅サービス計画の新規作成が必要となった際に、アセスメントの実施、サービス担当者会議の開催及び居宅サービス計画原案の説明等が行われていないなど、居宅サービス計画作成に係る一連の業務を同月内に実施していない事例が認められた。
66	居宅介護支援	指定居宅介護支援の具体的取扱方針	(アセスメントの実施) 新たに居宅サービス計画を作成するに当たり、アセスメントを実施していない事例が認められた。
67	居宅介護支援	指定居宅介護支援の具体的取扱方針	(サービス担当者会議等による専門的意見の聴取) 居宅サービス計画を変更した月内に、サービス担当者会議を開催していない事例が認められた。 また、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等の担当者が欠席したにも関わらず、意見照会を行っていない事例が認められた。
68	居宅介護支援	指定居宅介護支援の具体的取扱方針	(居宅サービス計画の説明、同意、交付) 居宅サービス計画のサービス利用票について、文書により利用者の同意を得ていない事例が認められた。
69	居宅介護支援	指定居宅介護支援の具体的取扱方針	(居宅サービス計画の交付) 居宅サービス計画の同意日が作成年月日より早い事例が認められた。



番号	サービス	項目	指摘内容
70	居宅介護支援	指定居宅介護支援の具体的な取扱方針	(個別サービス計画の提出の依頼) 個別サービス計画を入手していない事例が認められた。 サービス事業所へ依頼し、提出を求めること。
71	居宅介護支援	指定居宅介護支援の具体的な取扱方針	(モニタリングの実施) 利用者から拒否されたためモニタリングが実施できないなど特段の事業がある場合は、その事情を支援経過等に記載すること。
72	居宅介護支援	指定居宅介護支援の具体的な取扱方針	(モニタリングの実施) モニタリングは、当該月におけるサービス実施状況の把握と評価であることを踏まえ、当該月のサービス実施状況等を確認できる適切な時期に行うこと。
73	居宅介護支援	指定居宅介護支援の具体的な取扱方針	(モニタリングの実施) 少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し、モニタリングの結果を記録していない事例が認められた。
74	居宅介護支援	指定居宅介護支援の具体的な取扱方針	頻繁に区分変更を行っている事例が認められた。 区分変更を行うに当たっては、その理由を支援経過に記録すること。
75	居宅介護支援	指定居宅介護支援の具体的な取扱方針	居宅サービス計画に特定福祉用具販売を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に特定福祉用具販売が必要な理由を記載すること。
76	居宅介護支援	管理者の責務	介護支援専門員の資格管理等が適切に行われていなかった。管理者は、介護支援専門員等の従業者の管理を一元的に行うとともに、従業者に運営に関する基準を遵守させるために必要な指揮命令を行うこと。
77	居宅介護支援	運営規程	利用者の虐待の防止のための措置に関する事項を、運営規程に定めていない。速やかに運営規程の整備を行うとともに、本市にその変更を届け出ること。
78	介護予防支援	指定介護予防支援の具体的な取扱方針	(利用票の交付) 利用者の署名又は押印が漏れている事例が認められた。
79	介護予防支援	指定介護予防支援の具体的な取扱方針	個別サービス計画を入手していない事例が認められた。 サービス事業所へ依頼し、提出を求めること。
80	介護予防支援	指定介護予防支援の具体的な取扱方針	(モニタリングの実施) 3月に1回、利用者の居宅を訪問し面接していない事例が認められた。

番号	サービス	項目	指摘内容
81	介護予防支援	指定介護予防支援の具体的な取扱方針	(モニタリングの実施) 利用者の居宅訪問を行った際は、居宅訪問である旨を明記すること。
82	介護予防支援	記録の整備	モニタリングの記録が漏れている事例が確認された。また、サービス利用票が提供月より後に作成されている事例が確認された。適切に記録を整備し保存すること。

#### 4 報酬基準

番号	サービス	項目	指摘内容
1	訪問介護	訪問介護費	サービスの提供の実績が書類上で確認できないにも関わらず、訪問介護費を算定している事例が認められた。
2	訪問介護	訪問介護費	記録上のサービス提供内容と実際に請求した訪問介護費の区分に相違がある事例が認められた。
3	訪問介護	訪問介護費	前回提供した訪問介護から概ね2時間未満の間隔で訪問介護を行っているにも関わらず、それぞれの所要時間を合算していない事例が認められた。
4	訪問介護	2級課程修了者であるサービス提供責任者を配置する指定訪問介護事業所の減算	2級課程修了者であるサービス提供責任者を配置しているなど、当該減算が必要な事例が認められた。
5	訪問介護	同一建物による減算	指定訪問介護事業所と同一建物(有料老人ホーム等)に居住する利用者に対し、減算することなく訪問介護費を算定している事例が認められた。
6	訪問介護	2人の訪問介護員等による訪問介護の取扱い等	利用者又はその家族等の同意を得ていないなど、算定要件を満たしていないにも関わらず、当該単位数を算定している事例が認められた。
7	訪問介護	早朝・夜間、深夜の訪問介護の取扱い	事業所都合で早朝、夜間又は深夜の時間帯に訪問介護サービスを提供している事例が認められた。事業所都合で当該加算を算定することはできない。また、当該加算を算定するに当たっては、その理由を具体的に記載すること。
8	訪問介護	特定事業所加算(Ⅱ)	訪問介護員ごとに個別具体的な研修の目標を定めた計画を作成していない事例が認められた。
9	訪問介護	特定事業所加算(Ⅱ)	サービス提供に当たっての留意事項の伝達等を目的とした会議について、サービス提供責任者が主催し、当時街事業所においてサービス提供に当たる訪問介護員等の全てが参加するものでなければならないにも関わらず、サービス提供責任者が参加したことが確認できない事例が認められた。

番号	サービス	項目	指摘内容
10	訪問介護	特定事業所加算(Ⅱ)	指定訪問介護の提供に当たり、サービス提供責任者が訪問介護員等に対し、当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項の伝達を行ったことが確認できない事例が認められた。
11	訪問介護	特定事業所加算(Ⅱ)	訪問介護員等の研修について、一律に事業所が目標を設定するなど、個別具体的な研修の目標を定めた計画を策定していない事例が認められた。
12	訪問介護	緊急時訪問介護加算	緊急時訪問介護加算の対象となる指定訪問介護の提供を行った際に、要請のあった時間、要請の内容、当該訪問介護の提供時刻及び緊急時訪問介護加算の算定対象である旨等が記録されていない事例が認められた。
13	訪問介護	初回加算	新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、初回若しくは初回の訪問介護を行った日の属する月に、サービス提供責任者が指定訪問介護を行った記録又は同行した記録がないにも関わらず、当該加算を算定している事例が認められた。
14	訪問看護	訪問看護費	記録上のサービス提供内容と実際に請求した訪問看護費の区分に相違がある事例が認められた。
15	訪問看護	長時間訪問看護への加算	胃ろうの利用者に対して、長時間のサービスを提供していたが、必要性についての記載が乏しい事例が認められた。
16	訪問看護	長時間訪問看護への加算	指定訪問看護に関し特別な管理を必要とする利用者であることが確認できないにも関わらず、当該加算を算定している事例が認められた。
17	訪問看護	ターミナルケア加算	ターミナルケアに関する訪問看護記録において、療養や死別に関する利用者及び家族の精神的な状態の変化等に関する記録が不十分な事例が認められた。
18	訪問看護	初回加算	新規に訪問看護計画を作成していない利用者に対して、当該加算を算定している事例があった。
19	訪問入浴	訪問入浴介護費	記録上のサービス提供内容と実際に請求した訪問入浴介護費の区分に相違がある事例が認められた。
20	通所介護	通所介護費	実際に提供したサービス時間よりも長い時間区分で通所介護費を算定している事例が認められた。

番号	サービス	項目	指摘内容
21	通所介護	入浴介助加算	サービスを提供していないにもかかわらず、当該加算を算定している事例が認められた。
22	通所介護	個別機能訓練加算(Ⅱ)	個別機能訓練に関する記録(実施時間、訓練内容、担当者等)がないにもかかわらず、当該加算を算定している事例が認められた。
23	通所介護	個別機能訓練加算(Ⅱ)	専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等から直接訓練の提供を受けていないにもかかわらず、当該加算を算定している事例が認められた。
24	通所介護	個別機能訓練加算(Ⅱ)	個別機能訓練計画の同意が得られる前に、当該加算を算定している事例が認められた。
25	通所介護	個別機能訓練加算(Ⅱ)	機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問した上で、個別機能訓練計画を作成し、その後3月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅での生活状況を確認した上で、訓練内容の見直し等を行っていないにもかかわらず、当該加算を算定している事例が認められた。
26	通所介護	運動器機能向上加算	利用者の短期目標に応じて、おおむね1月間ごとに、利用者の当該短期目標の達成度と客観的な運動器の機能の状況についてモニタリングを行っていないにもかかわらず、当該加算を算定している事例が認められた。
27	通所介護	運動器機能向上加算	長期にわたり、目標の見直しが行われていない事例が認められた。
28	通所介護	送迎未実施減算	送迎を実施していないにもかかわらず、当該減算を行っていない事例が認められた。
29	通所リハビリテーション	通所リハビリテーション費	サービスを提供した記録がないにもかかわらず、通所リハビリテーション費を算定している事例が認められた。
30	通所リハビリテーション	リハビリテーションマネジメント加算(Ⅰ)	指定通所リハビリテーションの実施を開始した日から起算して1月以内に利用者の居宅を訪問していないにもかかわらず、当該加算を算定している事例が認められた。
31	通所リハビリテーション	短期集中個別リハビリテーション実施加算	リハビリテーションマネジメント加算が算定できない、個別リハビリテーションを集中的(1日当たり40分以上)に行っていないにもかかわらず、当該加算を算定している事例が認められた。

番号	サービス	項目	指摘内容
32	通所リハビリテーション	短期集中個別リハビリテーション実施加算	当該加算におけるリハビリテーションは、1週につきおおむね2日以上、1日あたり40分以上の実施するものでなければならないにも関わらず、1日あたり40分以上の実施が確認できない事例が認められた。
33	通所リハビリテーション	口腔機能向上加算	口腔清掃を指導若しくは実施した記録が作成されていない事例が認められた。
34	通所リハビリテーション	重度療養管理加算	呼吸障害を有する利用者に対する計画的な医学的管理を行っていないにも関わらず、当該加算を算定している事例が認められた。
35	通所リハビリテーション	運動器機能向上加算	運動器機能向上計画の長期・短期目標が、1年間にわたり達成されていないにも関わらず、目標を見直すことなくリハビリテーションが行われている事例が認められた。
36	通所リハビリテーション	運動器機能向上加算	運動器機能向上計画が作成されていないにも関わらず、当該加算を算定している事例が認められた。 また、計画作成に当たり、長期目標と短期目標が設定されていない事例が認められた。
37	短期入所生活介護	医療連携強化加算	主治の医師と連絡が取れない等の場合に備えて、あらかじめ協力医療機関を定め、緊急やむを得ない場合の対応に係る取り決めを行っていない事例が認められた。
38	短期入所生活介護	医療連携強化加算	急変時の医療提供の方針について、利用者から合意を得ていない事例が認められた。
39	短期入所生活介護	医療連携強化加算	利用者の急変の予測や早期発見等のため、看護職員による定期的な巡視を行う必要があるにも関わらず、巡視の記録が確認できない事例が認められた。看護職員によるおおむね1日3回以上の巡視を行い、この記録を残すこと。
40	短期入所生活介護	夜勤職員配置加算	業務日誌に夜勤職員の氏名が記載されていない事例が散見された。
41	短期入所生活介護	送迎加算	通所介護事業所や介護支援専門員が送迎を行ったにも関わらず、当該加算を算定している事例が認められた。
42	短期入所療養介護	短期入所療養介護費	同一敷地内の医療保険適用病床を退院した日に、短期入所療養介護費を算定している事例が認められた。

番号	サービス	項目	指摘内容
43	短期入所療養介護	診療所短期入所療養介護費	多床室を利用しているにもかかわらず、従来型個室を利用しているとして診療所短期入所療養介護費を算定している事例が認められた。
44	短期入所療養介護	重度療養管理加算	計画的な医学的管理の内容等を診療録に記載していないにもかかわらず、当該加算を算定している事例が認められた。
45	短期入所療養介護	緊急短期入所受入加算	緊急的に短期入所が必要となった場合であって、かつ、居宅サービス計画において当該日に短期入所を利用することが計画されていない居宅要介護者であることが確認できないにもかかわらず、当該加算を算定している事例が認められた。
46	特定施設入居者生活介護	看取り介護加算	医師、看護職員、介護支援専門員その他の職種の者が共同で、利用者の介護に係る計画を作成していないにもかかわらず、当該加算を算定している事例が認められた。
47	特定施設入居者生活介護	看取り介護加算	医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断していないにもかかわらず、当該加算を算定している事例が認められた。
48	定期巡回随時対応型訪問介護看護	総合マネジメント体制強化加算	地域の病院等の関係施設に対し、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が提供することのできる指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的な内容に関する情報提供を行っていないにもかかわらず、当該加算を算定している事例が認められた。
49	認知症対応型通所介護	2時間以上3時間未満の認知症対応型通所介護を行う場合の取扱い	2時間以上3時間未満の単位数を算定できる利用者は、長時間のサービス利用が困難である者等に限定されることから、2時間以上3時間未満のサービス提供を位置付ける際にはその理由を明確にしておくこと。
50	認知症対応型通所介護	延長加算	所要時間7時間以上9時間未満の通所介護の前後に連続して日常生活上の世話をを行う際は、サービス提供の記録等、利用者に係る記録の中にその理由を記載すること。
51	小規模多機能型居宅介護	初期加算	指定小規模多機能型居宅介護事業所に登録した日から起算して30日を超えた日について、当該加算を算定している事例が認められた。
52	小規模多機能型居宅介護	認知症加算(Ⅱ)	利用者の日常生活自立度がⅡに該当しないにもかかわらず、当該加算を算定している事例が認められた。
53	認知症対応型共同生活介護	看取り介護加算	看取りに関する職員研修に参加した場合は、記録を作成すること。

番号	サービス	項目	指摘内容
54	認知症対応型共同生活介護	看取り介護加算	医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した利用者であることが確認できない事例が認められた。
55	認知症対応型共同生活介護	看取り介護加算	当該利用者に係る医師の診断を前提にして、医師、看護職員、介護支援専門員その他の職種の者が共同で、利用者がその人らしく生き、その人らしい最後が迎えられるよう支援を行うための計画が作成されていない事例が認められた。
56	認知症対応型共同生活介護	看取り介護加算	医師、看護職員、介護支援専門員その他の職種の者が共同で作成した利用者の介護に係る計画について、利用者又は利用者の家族が同意したことが確認できない事例が認められた。
57	認知症対応型共同生活介護	認知症行動・心理症状緊急対応加算	医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定認知症対応型共同生活介護を利用することが適当であると判断したことが確認できない事例が認められた。
58	認知症対応型共同生活介護	医療連携体制加算	入居の際に、利用者又はその家族等に対して、重度化した場合の対応に係る指針の内容の説明及び同意を得ていないにも関わらず、当該加算を算定している事例が認められた。
59	認知症対応型共同生活介護	医療連携体制加算	連携先の看護師が、利用者に対する日常的な健康管理を行っていることが明確に分かるよう、担当した看護師の氏名、正看護の別及び具体的なサービス内容等を記録すること。
60	認知症対応型共同生活介護	初期加算	入居した日から起算して30日を超えた日について、当該加算を算定している事例が認められた。
61	認知症対応型共同生活介護	認知症専門ケア加算(Ⅰ)	最新の主治医意見書において、日常生活自立度がⅡbとなっているなど、要件を満たしていないにも関わらず、当該加算を算定している事例が認められた。
62	介護老人福祉施設	介護福祉施設サービス費	入院期間中も介護福祉サービス費を算定している事例が認められた。
63	介護老人福祉施設	栄養マネジメント加算	利用者への面談等を行うことなく、医師や介護支援専門員から提供された情報のみで栄養スクリーニングを行っている事例が認められた。
64	介護老人福祉施設	栄養マネジメント加算	体重計が壊れたことを理由として、少なくとも1か月に1回の体重測定を行っていない事例が認められた。

番号	サービス	項目	指摘内容
65	介護老人福祉施設	栄養マネジメント加算	低リスク者に対するモニタリングがおおむね3月ごとに行われていない事例が認められた。なお、モニタリングの内容は、入所者の栄養状態の記録とすること。
66	介護老人福祉施設	栄養マネジメント加算	栄養ケア計画を作成して、入所者又はその家族に説明し、同意を得る前に栄養マネジメント加算を算定している事例が認められた。
67	介護老人保健施設	初期加算	当該介護老人保健施設の短期入所療養介護を利用していた者について、入所直前の短期入所療養介護の利用日数を30日から控除して得た日数を算定することなく、誤った日数を算定している事例が認められた。
68	介護老人保健施設	人員基準欠如による減算	介護支援専門員の人員基準欠如があつたにも関わらず、介護給付費の減額を行っていない事例が認められた。
69	居宅介護支援	居宅介護支援費	サービス実績がないにも関わらず、居宅介護支援費を算定している事例が認められた。
70	居宅介護支援	運営基準減算	居宅介護支援費の算定について、 ①新たに居宅サービス計画を作成するに当たり、アセスメントを実施していない、 ②サービス担当者会議を開催するに当たり、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等の担当者が欠席したにも関わらず、意見照会を行っていない、 ③居宅サービス計画のサービス利用票について、文書により利用者の同意を得ていない、 ④少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し利用者に面接していないなど、運営基準減算が必要な事例が認められた。
71	居宅介護支援	小規模多機能型居宅介護事業所連携加算	小規模多機能型居宅介護事業所に出向き、利用者の居宅サービスの利用状況等の情報提供を行っていないにも関わらず、当該加算を算定している事例が認められた。
72	居宅介護支援	初回加算	運営基準減算が適用される月に当該加算を算定している事例が認められた。
73	居宅介護支援	初回加算	介護支援専門員の異動に伴い、事業所が変更となったものの、軽微な変更にあたるものと判断し一連の業務を行わなかった利用者について、新規に居宅サービス計画を作成していないにも関わらず、当該加算を算定している事例が認められた。
74	居宅介護支援	特定事業所加算	運営基準減算が適用される月に当該加算を算定している事例が認められた。



番号	サービス	項目	指摘内容
75	居宅介護支援	入院時情報連携加算	利用者が入院してから7日を超え提供しているにも関わらず、当該加算を算定している事例が認められた。
76	居宅介護支援	入院時情報連携加算	情報提供の際に面談を行った病院又は診療所の職員について居宅サービス計画等に記録すること。
77	居宅介護支援	入院時情報連携加算	利用者が病院又は診療所に入院するに当たって、当該病院又は診療所の職員に対して、情報提供を行った日時、場所、内容、提供手段等についての記録が残されていないにも関わらず、当該加算を算定している事例が認められた。
78	居宅介護支援	退院・退所加算	退院・退所加算の算定について、 ①利用者に関する必要な情報の記録がない、退院前に当該病院等の職員と面談を行った記録がない、 ②退院時に居宅サービス計画を作成していない など、算定要件を満たしていないにも関わらず、当該加算を算定している事例が認められた。
79	居宅介護支援	退院・退所加算	当該加算を3回算定する場合は、そのうち1回について、入院中の担当医等との会議（診療報酬の算定方法別表第一医科診療報酬点数表の退院時共同指導料2の注3の対象となるもの）に参加して、退院後の在宅での療養上必要な説明を行った上で、居宅サービス計画を作成し、居宅サービスの利用に関する調整を行わなければならないにも関わらず、当該加算を算定している事例が認められた。
80	居宅介護支援	特定事業所加算（Ⅱ）	資質向上のための研修について、目標が一律なものとなっている事例が認められた。目標は、個別具体的なものとする。